

定期監査報告(第6号)

1. 監査の対象

学校教育課（全小中学校）

2. 監査の期日

令和7年1月27日（月）

令和7年1月28日（火）

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【学校教育課】

- ・書類の編纂にあっては、時系列に整理すること。
- ・旭川市で除雪業務の受託業者に暴力団関係者がいたとのニュースがあった。
このことから、当町においても、これらを鑑み代表者や関係者に確認を取るなどし、対応すべきと考える。
- ・公用車管理簿にて、運行の記録等を取り運転者が管理しているが、これらの確認を少なくとも1週間に一回、担当職員が確認すべきと考える。（公用車管理簿の備考欄を活用）
- ・学校保健委託業務についての仕様書等が作成されていないことから、それぞれ各法令等により業務内容が決定されているので、発注者並びに受託者が明記できるように、仕様書等は作成すべきである。
- ・倉庫解体工事を発注してはいるものの、積算内訳書等を見ても産業廃棄物処理のボリュームや金額が明示されていない。解体工事の主なものとしては、解体作業・解体物の処理施設への運搬そして、処理費用であることから、工事内容に合った積算内容とするとともに、産業廃棄物処理法に基づいて処理すべき工事であることを契約内容

並びに仕様書等に明示させるべきである。

- ・工事の完了時は完成届が提出されたら、検査員を任じ、完成検査を行い、結果を通知し、引き渡しを受ける。これが一般的な業務や書類の流れであることから、関係書類に関してもこのように編纂すべきである。

- ・工事並びに委託業務の発注にあつては、内容を十分に把握したうえで発注すること。なお、完了並びに完成届等が提出された場合は、工事並びに業務内容に適合して実施されているかを確認し検査すべきである。

- ・学校教育課の業務範囲は非常に多岐であり、その中には学校施設等の管理が含まれている。施設構造物が大型である故に施設の維持管理にあつても、大きな予算が必要となってくることから、児童・生徒の安全確保の観点に立ち、課職員の皆さんの創意工夫等により、適切な管理に努めていただきたい。